

様式第二（第二条関係）

## 構造改革特別区域計画の変更の認定申請書

平成16年 2月 4日

内閣総理大臣 殿

いなべ市長 日 沖 靖

平成15年11月28日付けで認定を受けた構造改革特別区域計画について下記のとおり変更いたしたいので、構造改革特別区域法第6条第1項の規定及び同法附則第3条に規定する措置に基づき、認定を申請します。

### 記

#### 1. 変更事項

##### 計画本体

- 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称
- 3 構造改革特別区域の範囲
- 4 構造改革特別区域の特性
- 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果
- 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関する事業その他構造改革特別区域計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

##### 別紙

- 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者（807、914、916）
- 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日（916）
- 4 特定事業の内容（807、914、916）

#### 2. 変更事項の内容

別添のとおり

新	旧
<p>1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 <u>いなべ市</u></p> <p>3 構造改革特別区域の範囲 <u>いなべ市の区域の一部（旧藤原町）</u></p> <p>4 . 構造改革特別区域の特性  <p>本区域は滋賀県・岐阜県に接する三重県の北の玄関口で、二方が山で囲まれ山野草の宝庫と言われる藤原岳を中心に、鈴鹿国立公園に指定された自然豊かな中山間農業地帯である。産業は昭和初期からセメント及び石灰石関連製品製造工場を中心に栄えてきたが、昭和50年に一社は撤退した。農業については昭和末期のほ場整備後<u>区域内</u>のほ場約450haの土地の約80%は10数名の受託農家で守られている。</p> <p>従って住民は昭和末期に開発された工業団地内企業（7社）及び近隣市町村の企業等に就労しており、近年特に女性の就労増加が顕著である。</p> <p>人口は昭和25年の約10,000人をピークに減少の一途をたどり、現在は約7,300人、加えて下表の通り少子高齢化が進み高齢人口割合は約27%、年間の出生数は約55名程度である。</p> <p>近年の少子化に伴い<u>当区域内</u>では幼児福祉・幼児教育の重要性を再認識し、環境整備に力を傾注し、平成6年町内2箇所あった保育所を統合、平成13年に改築すると共に、平成15年には5園あった幼稚園を1園に統合し保育所と同一敷地に併設し幼児教育</p> </p>	<p>1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 <u>三重県員弁郡藤原町</u></p> <p>3 構造改革特別区域の範囲 <u>三重県員弁郡藤原町の全域</u></p> <p>4 . 構造改革特別区域の特性  <p>本町は滋賀県・岐阜県に接する三重県の北の玄関口で、二方が山で囲まれ山野草の宝庫と言われる藤原岳を中心に、鈴鹿国立公園に指定された自然豊かな中山間農業地帯である。産業は昭和初期からセメント及び石灰石関連製品製造工場を中心に栄えてきたが、昭和50年に一社は撤退した。農業については昭和末期のほ場整備後<u>町内</u>のほ場約450haの土地の約80%は10数名の受託農家で守られている。</p> <p>従って住民は昭和末期に開発された工業団地内企業（7社）及び近隣市町村の企業等に就労しており、近年特に女性の就労増加が顕著である。</p> <p>人口は昭和25年の約10,000人をピークに減少の一途をたどり、現在は約7,300人、加えて下表の通り少子高齢化が進み高齢人口割合は約27%、年間の出生数は約55名程度である。</p> <p>近年の少子化に伴い<u>当町</u>では幼児福祉・幼児教育の重要性を再認識し、環境整備に力を傾注し、平成6年町内2箇所あった保育所を統合、平成13年に改築すると共に、平成15年には5園あった幼稚園を1園に統合し保育所と同一敷地に併設し幼児教育センター構想を構築し幼児福祉・幼児教育の充実を図った。</p> </p>

センター構想を構築し幼児福祉・幼児教育の充実を図った。

#### 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

行政区分及び目的内容を、詳しく理解されていない保護者あるいは住民にとって、現行制度での疑問、不合理性の大半が解消される為理解が得やすく、就学前教育・保育に対する保護者の不安も解消され、またこれらの諸問題にいち早く取り組む行政に対し信頼感が芽生え、市の諸施策・諸事業への協力支援が大きく期待出来る。

これまで以上に適切でタイムリーな、就学前教育・保育が効率的に実施出来る。

具体的には現行保育所は4歳児18名、5歳児13名で保育活動をしていたが、幼稚園児の4歳児及び5歳児とそれぞれ合同保育することにより、1クラス35名前後の編成となり適正な集団の中で就学前教育・保育が出来る。

又保育所事務・幼稚園事務を1本化することにより、事務専任者を半減することが出来る。

#### 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

行政区分及び目的内容を、詳しく理解されていない保護者あるいは住民にとって、現行制度での疑問、不合理性の大半が解消される為理解が得やすく、就学前教育・保育に対する保護者の不安も解消され、またこれらの諸問題にいち早く取り組む行政に対し信頼感が芽生え、町の諸施策・諸事業への協力支援が大きく期待出来る。

これまで以上に適切でタイムリーな、就学前教育・保育が効率的に実施出来る。

具体的には現行保育所は4歳児18名、5歳児13名で保育活動をしていたが、幼稚園児の4歳児及び5歳児とそれぞれ合同保育することにより、1クラス35名前後の編成となり適正な集団の中で就学前教育・保育が出来る。

又保育所事務・幼稚園事務を1本化することにより、事務専任者を半減することが出来る。

新	旧
<p data-bbox="241 212 1084 336"><b>9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関する事業その他構造改革特別区域計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項</b></p> <p data-bbox="280 357 1084 481">当該地区においては、数年前より保育所と幼稚園教諭の人事交流を精力的に行い、現在では約7割の職員が両施設の経験をしており、今後も引き続き活発に人事交流を実施していきたい。</p> <p data-bbox="280 502 1084 675">又両施設の免許資格を取得していない職員に就いては取得を指導し、新規採用にあたっては両施設の資格を併有する者のみ採用対象としたい。なお職員の給料表の統一に就いては既に実施済みである。</p> <p data-bbox="280 695 1084 770">平成16年度の入所入園手続きの一元化については、既に立案済みで保護者の多様なニーズに応えられるよう準備している。</p> <p data-bbox="280 791 1084 963">又今後は保育所の保育指針・幼稚園教育要領に基づき、年間のカリキュラムの整合及び行事計画等の事業を早急に推進すると共に、合同保育を実施する両施設の部屋の選定作業等を実施していく。</p> <p data-bbox="280 984 1084 1059">事務の1本化については現行の保育所・幼稚園事務の内容詳細を精査し事務業務の標準化を図る。</p>	<p data-bbox="1128 212 1971 336"><b>9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関する事業その他構造改革特別区域計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項</b></p> <p data-bbox="1167 357 1971 481">当該地区においては、数年前より保育所と幼稚園教諭の人事交流を精力的に行い、現在では約7割の職員が両施設の経験をしており、今後も引き続き活発に人事交流を実施していきたい。</p> <p data-bbox="1167 502 1971 675">又両施設の免許資格を取得していない職員に就いては取得を指導し、新規採用にあたっては両施設の資格を併有する者のみ採用対象としたい。なお職員の給料表の統一に就いては既に実施済みである。</p> <p data-bbox="1167 695 1971 770">平成16年度の入所入園手続きの一元化については、既に立案済みで保護者の多様なニーズに応えられるよう準備している。</p> <p data-bbox="1167 791 1971 963">又今後は保育所の保育指針・幼稚園教育要領に基づき、年間のカリキュラムの整合及び行事計画等の事業を早急に推進すると共に、合同保育を実施する両施設の部屋の選定作業等を実施していく。</p> <p data-bbox="1167 984 1971 1059">事務の1本化については現行の保育所・幼稚園事務の内容詳細を精査し事務業務の標準化を図る。</p> <p data-bbox="1167 1080 1971 1252"><u>本年12月1日より近隣3町と合併する事になっている。従って当町の構造改革特別区域計画の、内容及びこれまでの取り組み経緯を説明し理解を求めていくと共に、上記事務業務に必要な人員の配置を新市の教育委員会に要望していく。</u></p>

新	旧
<p>別紙（807 幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業）</p> <p>2．当該規制の特例措置を受けようとする者 藤原町幼児教育センター 施設の設置主体：<u>いなべ市</u> 施設の規模：床面積 保育所 1,720㎡ 幼稚園 682㎡ 設置の所在地：三重県<u>いなべ市</u>藤原町川合 770 番地</p> <p>4．特定事業の内容 事業に關与する主体：<u>いなべ市</u> 事業が行われる区域：<u>いなべ市の区域の一部（旧藤原町）</u> 事業の実施期間：構造改革特別区域計画の認定後から 概要：構造改革特別区域計画の認定後直ちにカリキュラム、諸行事等を更にきめ細かく精査整合し、4・5歳児の幼稚園児及び保育所児の合同活動を幼稚園舎で実施する。</p> <p>（914 保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業）</p> <p>2．当該規制の特例措置を受けようとする者 藤原町幼児教育センター 施設の設置主体：<u>いなべ市</u> 施設の規模：床面積 保育所 1,720㎡ 幼稚園 682㎡ 設置の所在地：三重県<u>いなべ市</u>藤原町川合 770 番地</p>	<p>別紙（807 幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業）</p> <p>2．当該規制の特例措置を受けようとする者 藤原町幼児教育センター 施設の設置主体：<u>藤原町</u> 施設の規模：床面積 保育所 1,720㎡ 幼稚園 682㎡ 設置の所在地：三重県<u>員弁郡藤原町</u>川合 770 番地</p> <p>4．特定事業の内容 事業に關与する主体：<u>藤原町</u> 事業が行われる区域：<u>藤原町の全域</u> 事業の実施期間：構造改革特別区域計画の認定後から 概要：構造改革特別区域計画の認定後直ちにカリキュラム、諸行事等を更にきめ細かく精査整合し、4・5歳児の幼稚園児及び保育所児の合同活動を幼稚園舎で実施する。</p> <p>（914 保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業）</p> <p>2．当該規制の特例措置を受けようとする者 藤原町幼児教育センター 施設の設置主体：<u>藤原町</u> 施設の規模：床面積 保育所 1,720㎡ 幼稚園 682㎡ 設置の所在地：三重県<u>員弁郡藤原町</u>川合 770 番地</p>

新	旧
<p><b>4．特定事業の内容</b></p> <p>事業に関する主体：<u>いなべ市</u></p> <p>事業が行われる区域：<u>いなべ市の区域の一部（旧藤原町）</u></p> <p>事業の実施期間：構造改革特別区域計画の認定後から</p> <p>概要：構造改革特別区域計画の認定後直ちにカリキュラム、諸行事等を更にきめ細かく精査整合し、4・5歳児の幼稚園児及び保育所児の合同活動を幼稚園及び保育所で実施する。</p> <p><b>（916 保育の実施に係る事務の教育委員会への委任事業）</b></p> <p><b>2．当該規制の特例措置を受けようとする者</b></p> <p>藤原町幼児教育センター</p> <p>施設の設置主体：<u>いなべ市</u></p> <p>委任を受ける者：<u>いなべ市教育委員会</u></p> <p>設置の所在地</p> <p><u>いなべ市庁舎 三重県いなべ市員弁町笠田新田 111 番地</u></p> <p><u>教育委員会 三重県いなべ市大安町大井田 2704 番地</u></p> <p><b>3．当該規制の特例措置の摘要の開始の日</b></p> <p>直ちに保育に係る事務の一部を<u>市教育委員会</u>に委任し一元化を図る。</p>	<p><b>4．特定事業の内容</b></p> <p>事業に関する主体：<u>藤原町</u></p> <p>事業が行われる区域：<u>藤原町の全域</u></p> <p>事業の実施期間：構造改革特別区域計画の認定後から</p> <p>概要：構造改革特別区域計画の認定後直ちにカリキュラム、諸行事等を更にきめ細かく精査整合し、4・5歳児の幼稚園児及び保育所児の合同活動を幼稚園及び保育所で実施する。</p> <p><b>（916 保育の実施に係る事務の教育委員会への委任事業）</b></p> <p><b>2．当該規制の特例措置を受けようとする者</b></p> <p>藤原町幼児教育センター</p> <p>施設の設置主体：<u>藤原町</u></p> <p>委任を受ける者：<u>藤原町教育委員会</u></p> <p>設置の所在地</p> <p><u>藤原町役場 三重県員弁郡藤原町大字市場 1 1 5 番地</u></p> <p><u>教育委員会 三重県員弁郡藤原町大字市場 493 番地の 1</u></p> <p><b>3．当該規制の特例措置の摘要の開始の日</b></p> <p><u>町合併前（本年 1 2 月 1 日合併）に認可され、諸手続きをとる時間があれば、直ちに保育に係る事務の一部を町教育委員会に委任し一元化を図り、町合併後は新市に継承手続きをとる。町合併後に認可されれば直ちに保育に係る事務の一部を新市の教育委員会に委任し一元化を図る。</u></p>

新	旧
<p><b>4．特定事業の内容</b></p> <p>事業に關与する主体：<u>いなべ市</u></p> <p>事業が行われる区域：<u>いなべ市の区域の一部（旧藤原町）</u></p> <p>事業の実施期間：構造改革特別区域計画の認定後から</p> <p>概要：保育に係る事務の一部（児童福祉法第24条に規定する保育所の状況等の情報提供等の事務）を市教育委員会に委任し一元化を図る。</p> <p><b>5．当該規制の特例措置の内容</b></p> <p>当地区は人口の減少に加えて、少子高齢化が進み年間出生数は約55名程度を推移している。他方、当地区においても近年女性の社会進出がめざましく、数少ない幼児が幼稚園と保育園に分かれ、就学前教育あるいは保育を受けている。それに伴い、同一敷地内に設置されている幼稚園と保育所に係る事務も健康福祉課所属の職員と教育委員会所属の職員、各1名を本幼児教育センターに配置しているが、センター運営管理事務については扱うデータ、処理方法も標準化が可能なため、この部分を地方自治法第180条の2の規定により、また、特定事業により児童福祉法第24条に規定する保育所の状況等の情報提供等の事務を教育委員会に委任し事務の一元化を図る。それと共に、教育委員会・<u>地域福祉課</u>及び関係機関と緊密な連携をとりながら、より円滑に効率的なセンター運営をしていきたい。</p> <p>なお国・県・関係機関との窓口は従来通り<u>地域福祉課</u>とし、提出書類及び事業費補助金申請業務等の決済についても現課扱いとしたい。</p>	<p><b>4．特定事業の内容</b></p> <p>事業に關与する主体：<u>藤原町</u></p> <p>事業が行われる区域：<u>藤原町の全域</u></p> <p>事業の実施期間：構造改革特別区域計画の認定後から</p> <p>概要：保育に係る事務の一部（児童福祉法第24条に規定する保育所の状況等の情報提供等の事務）を<u>町または新市の教育委員会</u>に委任し一元化を図る。</p> <p><b>5．当該規制の特例措置の内容</b></p> <p>当地区は人口の減少に加えて、少子高齢化が進み年間出生数は約55名程度を推移している。他方、当地区においても近年女性の社会進出がめざましく、数少ない幼児が幼稚園と保育園に分かれ、就学前教育あるいは保育を受けている。それに伴い、同一敷地内に設置されている幼稚園と保育所に係る事務も<u>保健福祉グループ</u>所属の職員と教育委員会所属の職員、各1名を本幼児教育センターに配置しているが、センター運営管理事務については扱うデータ、処理方法も標準化が可能なため、この部分を地方自治法第180条の2の規定により、また、特定事業により児童福祉法第24条に規定する保育所の状況等の情報提供等の事務を教育委員会に委任し事務の一元化を図る。それと共に、教育委員会・<u>保健福祉グループ</u>及び関係機関と緊密な連携をとりながら、より円滑に効率的なセンター運営をしていきたい。</p> <p>なお国・県・関係機関との窓口は従来通り<u>保健福祉課</u>とし、提出書類及び事業費補助金申請業務等の決済についても現課扱いとしたい。</p>

新	旧
<p><b>規制の特例措置を受ける主体の特定の状況</b></p> <p>名 称 <u>いなべ市立藤原町幼児教育センター</u></p> <p>住 所 <u>三重県いなべ市藤原町川合 7 7 0 番地</u></p> <p>設置主体 <u>いなべ市</u></p> <p><b>規制の特例措置を受ける主体の特定の状況</b></p> <p>名 称 <u>いなべ市</u></p> <p>住 所 <u>三重県いなべ市藤原町市場 1 1 5 番地</u></p> <p>概 要 <u>平成 1 5 年 1 2 月 1 日 北勢・員弁・大安・藤原の 4 町が三重県で初の合併を果たし、「いなべ市」となりました。「いなべ市」は、名古屋圏の一角に位置し、滋賀県・岐阜県に接する三重県の北の玄関口として、緑豊かな自然と平野を活かした農業と、都市近郊という地理的条件を活かした工業立地が進む地域です。その面積は約 2 2 0 k m<sup>2</sup>で県内の市としては、熊野市に次いで 2 番目となります。ここ員弁地区は、古くから地形的にも文化的にも密接に交流し、一体の圏域として発展してきました。市名である「いなべ」は約 1、3 0 0 年前の大豊元年（7 0 1）に国・郡の整備のために制定された大宝律令に始まります。当地域には物部氏の支系・猪名部族が居住していたことから、郡名が「猪名部」と名づけられました。その後「員弁」と標記されるようになり、その歴史の長さが裏づけられています。</u></p> <p><u>この長い歴史の中で創造され継承されてきた伝統文化を大切にしながら、市民のみなさんと一緒に新た</u></p>	<p><b>規制の特別措置を受ける主体の特定の状況</b></p> <p>名 称 <u>藤原町幼児教育センター</u></p> <p>住 所 <u>三重県員弁郡藤原町川合 7 7 0 番地</u></p> <p>設置主体 <u>藤原町</u></p> <p><b>規制の特別措置を受ける主体の特定の状況</b></p> <p>名 称 <u>藤原町</u></p> <p>住 所 <u>三重県員弁郡藤原町市場 1 1 5 番地</u></p> <p>概 要 <u>藤原町は昭和 3 0 年 5 ケ村（東藤原・西藤原・白瀬・立田・中里）が合併して藤原村となり、昭和 4 2 年に町制を布き現在に至っており、三重県の最北端に位置し、藤原町の北部、立田地区にある三国岳はその名の示すとおり、滋賀県（近江国）・岐阜県（美濃国）・三重県（伊勢国）の県境をなし、国道 3 6 5 号線を通じて関ヶ原まで約 2 0 分余り、名神高速道路の利用など、まさに北の玄関口として近年とみに交通の要所となってきた。</u></p> <p><u>総面積：6 2 . 3 7 k m<sup>2</sup></u></p> <p><u>（総面積の 6 9 % が山林、農地は 9 . 2 % を占めている。）</u></p> <p><u>人 口：7 , 4 8 7 人（男 3 , 6 0 9 人 女 3 , 8 7 8 人）</u></p> <p><u>（ 6 5 歳以上 1 , 9 9 5 人（ 2 6 . 6 % ））</u></p> <p><u>産 業：昭和末期までは兼業農家が多く見られたが、ほ場整備後農作業を委託し、町内あるいは近隣の企業へ就労する人が多くなってきた。</u></p>



な「まちづくり」をめざします。

総面積：219.58km<sup>2</sup>

人口：45,423人

(男22,495人 女22,928人)

世帯数：13,899世帯

#### 規制の特例措置を受ける主体の特定の状況

名称 いなべ市教育委員会

住所 三重県いなべ市大安町大井田2704番地

概要 いなべ市内

幼稚園数 5園 幼児数 254人(2町のみ)

小学校数 15校 生徒数 1,491人

中学校数 4校 生徒数 1,498人

(いずれも平成15年12月1日)

特産品：梅及び梅加工品(藤原町農業公園)

しいたけ・マス・いわな 自然薯・山野草

ISO 14001 平成14年度取得

藤原町民憲章

わたくしたちは、美しい自然と豊かな人情に恵まれた藤原の町民です。この町を「秀真の里」とよんだ古人の心を想い、おおらかに伸びゆくあしたをめざし、この憲章を定めます。

・先人の努力を受け継ぎ、自然を活かしたうらおいのある町をつくりま

すこやかな心と体を養い、若い力で明るい町をつくりま

す。誇りを持って仕事にとりくみ、活気に満ちた豊かな町をつくりま

す。語らいの輪を広げ、心のかよう住みよい町をつくりま

す。生涯をとおして学習に心がけ、教養を深め、文化の高い町をつくりま

#### 規制の特別措置を受ける主体の特定の状況

名称 藤原町教育委員会

住所 三重県員弁郡藤原町大字市場493番地の1

概要 「『どうか皆さん』出逢って下さい』『触れあって下さい』そしてその輪を広げ『藤原の心を創って下さい』との町長の祝辞で平成元年4月23日藤原町民文化センターの竣工式が挙  
行され、その一角に藤原町教育委員会が移転設置された。

いなべ市の教育方針については近日中に、旧4町の教育方針を基に精査整合し決定する。

<旧藤原町の学校・教育概要>

教育行政の基本目標

- ・町づくりの中核となる教育行政
- ・21世紀を展望した新しい教育理念の構築
- ・生涯学習社会を構築する教育行政
- ・教育環境を整備し、教育内容を充実させる教育行政

平成15年度小学校生徒数

学 年	東藤原	西藤原	白 瀬	立 田	中 里	合 計
1年生	18	9	14	11	19	71
2年生	14	8	4	6	12	44
3年生	19	11	16	12	28	86
4年生	12	13	17	15	26	83
5年生	18	13	18	9	15	73
6年生	12	9	21	14	10	66
合 計	93	63	90	67	110	423

平成15年度中学校生徒数

学 年	生徒数	学 級
1年生	65	2
2年生	94	3
3年生	88	3
合 計	247	8

教育行政の基本目標

- ・町づくりの中核となる教育行政
- ・21世紀を展望した新しい教育理念の構築
- ・生涯学習社会を構築する教育行政
- ・教育環境を整備し、教育内容を充実させる教育行政

平成15年度小学校生徒数

学 年	東藤原	西藤原	白 瀬	立 田	中 里	合 計
1年生	18	9	14	11	19	71
2年生	14	8	4	6	12	44
3年生	19	11	16	12	28	86
4年生	12	13	17	15	26	83
5年生	18	13	18	9	15	73
6年生	12	9	21	14	10	66
合 計	93	63	90	67	110	423

平成15年度中学校生徒数

学 年	生徒数	学 級
1年生	65	2
2年生	94	3
3年生	88	3
合 計	247	8

